

平成23年度 静岡市食の安全・安心意見交換会

平成24年2月9日(木)

【保健衛生部長】 皆様、こんにちは。ほんとうに本日は大変お忙しい中、食の安全・安心意見交換会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから食品の安全・安心の推進につきましては、ご協力をいただいております、この場をおかりしまして、御礼を申し上げたいと思います。

まず、私から、少し静岡市内のインフルエンザの状況につきまして、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。今年は、インフルエンザ、例年になく流行、大流行というんですか、しております。

静岡市内におきましては、今年の第2週までは定点の報告数、1医療機関で6.04人でありまして、これは10人になりますと注意報レベルという形になりますけど、注意報レベルにもいってなかったわけですが、第3週、これは1月16日から1月22日の期間になりますけど、この1週間で一気に34.73人までいきまして、これは注意報を超えて警報レベルになりました。例年でありますと、この35人というレベルは、大体ピーク時というような状況であったわけですが、私はこれがピークになるのかなと思ったら、ちょっと早いかなとは思ったんですが、翌週になりまして、第4週、これは1月28日から1月29日、この1週間で定点報告書、1医療機関で51.44人ということで、これは定点報告数が50を超えるということは、まずほとんどないというような状況でありまして、大流行の状況だと。

それで、これは平成21年度に皆さんもご承知のとおり、新型インフルエンザがはやって、当然免疫は持っておりませんので、かなりの感染があったわけです。そのときの定点報告数が、たしか41.16人、これがピーク時でありまして、そのときは11月がピーク時で、ことしは1月がピークというようなことになろうかと思っております。そういった意味で、ことしは大変な流行の年でありまして、今現在、医療機関で先生方が頑張ってお対応していただいていると思っております。

感染拡大の理由というのは、今年は皆さんも報道でご承知のとおり、A香港型が5年ぶりに流行したということで、5歳児までは免疫を持っていないと。そして、香港型が5年ぶりということで、免疫を持っている方も免疫が低いということで大流行につながったと

いうように思っております。

それで、ここの直近の第5週、2月5日、今週の日曜日までの定点報告数が、初めて44.24と下がっております。この状況を見ますと、今後、徐々に、今週ももっと少なくなっているのだらうと思いますが、減少していきだらうというように思っておりますが、やはり、まだまだ皆さんには注意をしていただきまして、あと少しの期間、手洗い、そういったものの予防に努めていっていただきたいなというように思っております。

今年は、大体こういった大流行というのは、何年に1回とありますけど、50を超えたというのは、ほんとうにここ10年間、全くそういった状況はなかったというような状況でございます。

このお話をさせていただいたのは、また皆さんが直近で何らかの機会があるときには、予防策につきましてPRしていただければなということで、それでは基本的には何の予防策があるのと。基本的に、予防接種のワクチンがありますよということで、この時期にワクチンをやっても意味ありませんから、ワクチンというのは重症化を防ぐので、感染をしないということではありませぬので、その辺が一つありますけど、これは今の段階ではありません。皆さんにお願いしたいのは、手洗い、うがい、それから人込みに行くとき、どうしても行かなければならないときはマスクの着用、あるいは感染した方というか、インフルエンザにかかった方、治った方についてはマスクを少ししていただくと。それで感染を広げないというようなことが重要だと思っておりますので、何らかの機会があったときには、そういった、まだ44.いくつということですから、今週もまだ30いくつということは、通常のピーク時だというような状況だと思いますので、その点、また機会がありましたら、よろしく願いをしたいと思っております。

さて、本日の本題であります。来年度から新しいスタートをいたします静岡市の食の安全・安心アクションプラン、平成24年度から26年度までの原案につきまして、皆様からご意見をいただくことになっております。委員の皆様には、今回「たべしずねっと」上で初めての試みであります。電子会議室形態の食の安全意見交換会上で、ご意見、ご提案をいただいたところでございます。特に、食品における放射性的物質の検査体制、あるいは放射性的物質のリスクに関する啓発、こういった意見など、活発なご意見をいただいたところでございます。

本日は、ウェブ上の内容を踏まえながら意見交換をしていただきまして、委員の皆様のご意見としてまとめていただければと考えております。

今後の静岡市における食の安全・安心に向けた施策が、より充実していくよう、皆様のご協力をお願いしまして、簡単ではありますが、開催のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、静岡市食の安全・安心意見交換会の委員の皆様方を、名簿の順に従ってご紹介させていただきます。

最初に、消費者の代表といたしまして、しずおか市消費者協会会長の伏見良雄様でございます。

続きまして、静岡市食生活改善推進委員会食生活改善推進協議会会長の小菅ヨリ子様でございます。

【小菅委員】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 生活協同組合コープしずおか組合員活動部の耳塚久広様です。

【耳塚委員】 耳塚です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 生産者の代表といたしまして、JA静岡経済連非常勤コンサルタントでARMS代表の赤堀三代治様であります。

【赤堀委員】 赤堀です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 左手いきまして、静岡県農山漁村ときめき女性の大塚昌美様でございます。

【大塚委員】 大塚です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 静岡市水産物商業協同組合、組合事務局の海野雅人様でございます。

【海野（雅）委員】 海野です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 商品事業者の代表といたしまして、ヤヨイ食品株式会社品質管理部清水工場分室長の深沢利司様でいらっしゃいますが、今日は所用のため欠席ということになっております。

また、学識経験者の方で静岡県立大学食品栄養科学部准教授の市川陽子様、今日、出席の予定ですが、ちょっとおくれしております。

それから、東海大学短期大学部食物栄養学科教授の三輪憲永様でございますが、今日は欠席となっております。

それから、株式会社静岡新聞社編集局経済部部長の海野俊也様でございます。

【海野（俊）委員】 海野です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日配付いたしました資料の確認をお願いしたいと思います。今日は2つありまして、「静岡市食の安全・安心アクションプラン 平成24年度～平成26年度の策定について」というレジュメと、それから「静岡市食の安全・安心アクションプラン平成24年度～平成26年度（案）」というものでございます。よろしいでしょうか。

続きまして、今日の意見交換会の進行役となります座長の選出でございます。今日は、いつも座長をお願いしております三輪委員が所用で欠席ということでございまして、事務局からの提案ですが、ネット上で提出していただきました意見取りまとめ役ということで、事務局、石田食品衛生課長に座長をお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局】 ありがとうございます。

それでは石田課長、座長よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、小野田部長は公務のため、ここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。

【石田座長】 皆様、こんにちは。食品衛生課の石田です。よろしくお願いいたします。今日は、ほんとうにお忙しい中、委員の皆様、それから関係課の皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます。座らせて進行させていただきます。

初めに、委員の皆様に、事務局のほうからネット上で出た意見をお渡しするというお話もあったようで、私、すみません、申し上げなかったんですけども、送付しなかったという不手際があったと思います。おわび申し上げたいと思います。その概要につきましては、事務局と相談しまして、早速に対応したいと思います。一応ウェブ上では確認ができることになってはおるんですけども、そうする話になっていたと思いますから、申しわけございませんでした。

それで、本日のテーマですけど、当市の食品行政の骨組みであります食の安全・安心アクションプラン平成24年度から26年度の原案についてです。この新アクションプランを策定するに当たりまして、先ほど部長がごあいさつ申し上げましたけど、資料のほうの4ページに書かれてありますけれども、今年度から当市では初めての試みでありますインターネット上での意見交換ということで、昨年9月から2カ月、11月にかけて実施いたしました。委員の皆様を初め、一般の市民の方からも貴重なご意見をちょうだいいたしました。この電子会議室を運営するに当たりまして、特にトラブルもなく進行できまし

たことは、一重に委員の皆様のご協力のあったことと深く感謝いたしております。

さて、本日の会議日程ですが、初めに電子会議室で寄せられた意見や要望等に対する回答の補足説明と、その後、新たに委員の皆様からご提出のありました調査票のご意見、ご質問等に対しまして、関係課のほうから回答をさせていただきます。

また、意見交換終了後、新アクションプランにつきましてご承認の可否を諮らせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、意見交換に先立ちまして、事務局から新アクションプランについての補足事項がありますので、説明をお願いいたします。

【事務局】 補足事項ですが、前回の「食の安全・安心アクションプラン平成21年度から平成23年度」の冊子でございますが、ちょっと小さいのですが、このように前回の冊子がありまして、そのときの委員の方から、表紙のデザインが内容にちょっとふさわしくないではないかという意見を、ご指摘を受けましたので、今回アクションプランの表紙は「たべしずねっと」で使用しております「やさいのようせい」のキャラクターを使う予定であります。一応原案ですが、このような形です。ホームページで使っておりますキャラクターを使ってみようということ考えています。前のアクションプランの冊子のデザインよりかはいいのではないかと考えておりますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

【石田座長】 「たべしずねっと」のホームページと同じ絵柄にするということで、そんなに違和感はないかと思えますけど、もしご意見がありましたら、どうぞ。そのとおりの絵柄を使うのかどうかわかりませんが、若干の位置とか、もうちょっと全体的なバランスとかを考えてのつくりだったんですけど、配置については、事務局のほうにお任せしていただければと思います。

【海野（俊）委員】 これは、何か特別なキャラクターなんですか。

【石田座長】 静岡市出身のイラストレーターで、ちゃんとオフィシャルライズしておりますので大丈夫です。NHKの教育番組でやられて、今はされてないんですけど、非常に子供さんからは人気のあるキャラクターなんです。

【海野（雅）委員】 魚がないのは残念だ。

【石田座長】 ああ、そうですね。このキャラクターを使って3年、21年度でしたか、使うようになってから、ホームページのアクセス数も飛躍的に増えまして、大体年間6万件ぐらいだったのが、13万件ぐらいになっております。この手の、もともっとほん

うは見ていただきたいところがあるんですけどキャラクターでつるわけではないんですけども、一つのきっかけとしてはいいのかなとは思っています。では、そのようなことで、ご意見なければ、つくらせていただきたいと思います。

続きまして、昨年、実施しました電子会議室の中で、委員の皆様から出されましたご意見、ご質問の中で、特に放射性物質に関する回答、だいぶ日もたっておりまして、各自治体でも対応がかなり異なっております。そのときに事務局のほうで回答いたしました中で、かなり補足しなければならぬ部分も出てきましたので、その補足説明と現在の機器整備等の進捗状況につきまして、事務局から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

【事務局（八木）】 食品衛生課の八木と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきたいと思っております。

まず、電子会議室におきまして、意見交換を実施してきたのは、昨年9月の下旬から11月ということをございまして、それから3カ月程度の日時が経過をしています。食品中の放射性物質の問題については、そのときに回答が不十分だったものの、それから、そのときの回答から進捗したものなどもありますので、ここで放射線の測定機器の整備の構築の話、それから検査計画の策定などを含めまして、一括して説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、流通食品の放射線の測定の必要性の是非のお話でございしますが、基本的には国の施策どおり生産地によって農畜水産物の放射線の測定を実施しまして、基準を超過したものを出荷させないということが大原則というふうに考えております。もちろん、これを100%満足すれば流通食品の放射線測定というのを行う必要は毛頭ないということにはなるわけですが、昨年、皆さんご存じのとおり、南足柄産のお茶の問題から始まりまして、汚染された稲わらが原因とされる牛肉など、放射性物質に関する違反食品の流通が全国的に社会問題になりました。

また、静岡県内で見ても、暫定規制値を上回るセシウムを含んだお茶の問題ですね。静岡市では、特にその辺が被害を被ったわけなんですけど、そのお茶とか、伊豆を中心にした乾シイタケが、現在でも静岡県内で問題になっております。

そういった意味で、基本的には基準値を超過した食品は流通しないというふうには、もちろん静岡市としては考えております。しかし、先ほど申しましたとおり、それを補完する意味、それから新聞でも報道されているところですが、4月に強化される食品中の放射性物質の規制に対応するために、流通食品の検査というのは必要不可欠であろうというよ

うな認識を持っております。

それでは、ここからは食品中の放射線の測定を実施することを前提といたしました現段階でお話しできる市の方針をお話させていただきたいと思っております。

まず、機器の整備の構築と検査計画の策定につきましては、市として連動して考えていくべきものだろうというふうに考えています。行政が実施する食品の放射線の測定方法は、主に直営による方法、それから委託による方法、この2つがあるわけなんです。本市といたしましては、直営による測定が不可欠と考えております。その理由でございますが、委託による測定というのは、食品の採取から検査結果の判明まで、3日程度の期間を要すると聞いております。食品の採取場所としては、市の中央卸売市場のような流通拠点、こちらのほうで採取を行おうと考えておりますけれども、たとえ流通食品が流通拠点で採取したとしても、3日という期日は消費者が喫食してしまうのに十分な日数だと考えます。ここで、仮に採取した食品が基準値を超えていた場合、今度の4月から規制強化がされるわけですが、大体5分の1ぐらいになるものですから、基準値を超えるということも十分想定をしていかなければならない中で、食品が基準値を超えていた場合、市民に提供できるのは喫食してまった後ということになってしまいます。その場合に、余計に市民を不安にさせると考えます。

一方、直営による測定は、食品の採取当日に検査結果が判明しますので、この方法ならば、仮に基準値を超過した食品が発見された場合においても、市民が喫食する前に違反食品の回収をすることが可能になり、少なくとも市民が喫食した後に情報提供するよりも不安はなくなるだろうと考えています。そういった意味で、流通食品の放射線測定には直営が不可欠と考えております。

次に、機器整備の構築の話に移らせていただきますが、放射線の測定機器、具体的にはゲルマニウム半導体検出器つき放射線測定装置というものになってこようかと思っておりますが、こちらの導入については、新聞報道にもありましており、現在、市のほうで編成中の来年度の予算案に計上されると、今そういうところまで進んでおります。しかし、役所の制度上、予算というものには議会の審議、それから議決というものがなくなってまいりません。予定では、この3月23日に静岡市議会の本会議において議案の表決が行われますので、3月下旬には放射線の測定装置が導入できるかどうかというふうに思っております。

そういった意味で、今日の段階では機器の整備の構築というのは、あくまで未定という

ふうにご答えさせていただきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

次に、来年度の予算がつきまして、機器整備の体制が構築されることを前提とした検査計画のお話をさせていただきたいと思っております。

4月からの食品中の放射性物質の規制強化もありまして、現在、放射線測定機器の需要というのは大きく膨らんでおります。発注しましてからの納期は、6月から9月と聞いています。従いまして、予算がついて、発注をすぐに行ったとしても、機器の整備の体制が構築されるのは、来年度の秋以降ということになってしまいます。食品の検査につきましても、機器の整備体制が構築されたい、実施していく予定でございますが、その辺、今後の機器の導入の動向を踏まえながら検査を実施します環境保健研究所のほうと、今後、協議をしていく必要があると考えております。

食品の採取場所でございますが、先ほど多少申しましたように、卸売市場などの流通拠点を考えております。

また、検査品目及び検体数につきましては、当面福島県を中心とした東日本が産地である農水産物、こちらのほうを中心に月10検体程度を考えておりますが、詳細については、今後の動向を踏まえまして、庁内の関係機関と協議をしていきたいと考えております。

放射線の機器の整備、それから監視の計画については以上でございます。よろしくお願ひします。

【石田座長】 ただいま静岡市の放射線の機器の整備と、その後の検査計画についてのお話をさせていただきましたけども、ただいまの方法に関しまして、何かご質問等ございますでしょうか。

【海野（俊）委員】 何月ごろから始まるとおっしゃいましたか。予算がついてから導入まで、6月から9月ということは、来年になっちゃうということですか。3月に予算が可決されて、そこから納期が6月から9月ということは、3足す9なので、年内は無理だということですか。

【事務局】 年内は無理というか、6月から9月になりますので、早ければ6月というふうになれば、来年度の9月というか、今年の9月というか。

【海野（俊）委員】 それまでの間はどうするんですか。

【事務局】 先ほどちょっと話をさせていただいたとおり、直営を原則というふうを考えておりますので、それまでの間、例えば違反食品というものが静岡市内に流通してしま

ったという事実、または、そのおそれのあるような食品が出回っているよというものがあれば、直営であろうと、委託であろうと、やらざるを得ない状況というのが出てくると思うんですよ。その場合においては、国の検査機関のほうにお願いをするか、あるいは委託のほうにかけたりしてやらなければならないという認識は持っております。

【海野（俊）委員】 いずれにしても、それだけ遅れるのでしたら、直営でも委託でも同じじゃないかなと思うんですけど。放射性物質の影響というのが、これが強くなるんだったら、そうかなと思うんですけども、確かに半減期が長いもので、これからも必要かもしれないんですけども、徐々に必要なくなってくる可能性がある中で、それだけ遅くなって、委託にしない意味が何かあるんですか。先ほどちょっとおっしゃいましたよ。3日たつてからだど、かえって不安をあおるということでしたけど、最初の方で来年度は、もう委託に決めちゃって、再来年度から直営にするんだったらするという方法はあったんじゃないかなと思うんですけど。

【事務局】 そちらについては、やはりうちのほうが考えているのは、そういう先生の考え方ももちろんあろうかと思うんですが、あくまで不必要な市民の不安というのを仰ぐ必要がないよと。今でも正しく放射線のことを理解して言ってる人ばかりではないと考えてはいるんですよ。その場合に、意味がないというのも考えられなくもないわけなんですけど、うちのほうといたしましては、そここのところで余計に不安をあおるよりは、おくらせても直営で調査のほうを行って、もしアウトになった場合には、市民が喫食できないような対策をとるというのを優先させたとお考えになっていただきたいなと思っております。

【海野（俊）委員】 いずれにしても、これから議会の審議になるでしょうから、今はすべて答えられないと思いますけども、そういうもんかなというようなのが私の意見です。

【事務局】 わかりました。参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【石田座長】 ほかに、放射線に関しましてご意見、質問等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

放射能測定につきましては、いろんな自治体の考え方もありまして、おそらく私どもも調査、各自治体での調査ですと、大阪より東のところは大体やっているような状況であります。今、現状を見ますと、県のほうで地元の地場産品を経済部が中心にやっております。この間も新聞でも報道されておりますけれども、30種類100品目検査予定となっております。我々保健所というのは、流通ベースに乗らないと食品衛生法がかかってきません

ので、今、担当からお話があったように、流通ベースに乗ったところで、一番初めのところの流通センターでやっていくのがいいのではなかろうかなという意向です。そこで考え方としてはモニタリングという考え方が強いかと思います。半減期もセシウム中心の基準ですので、今度500ベクレルが100ベクレルとなっていくところで、セシウム基準の中で、おそらく20年とか30年のレベルでのスパンが必要と考えるので、直営、委託という考え方もあって、いろんな考え方の中で、静岡市としてはやっていくという考えでっております。

ほかに何かございますでしょうか。

【伏見委員】 その機器の運用管理について、テクニカルの面で、人材の養成とか、そういうものが必要なかどうか、納期にあわせて人材を養成していくというか、それはどんなものでしょうか。

【石田座長】 それでは、環境保健研究所所長が見えておりますので、環境保健研究所のほうから回答させていただきます。

【環境保健研究所所長】 現在、納入を検討しているのは、日本で現在購入可能な機械である2種類、セイコーさんのものとキャンベラさんのもので、納入実績が多いのはキャンベラのもので、県内で納入されているのは、主にキャンベラ製のものが入っております。

当所では、基本的に納期の早いほうを入れたいということです。どちらにしても、機器の操作研修自体は県や他市に機器は導入されているものですから、納入前に現地で操作自体を研修させる予定を組んでます。ですから、機械が納入され、業者の説明が終われば、その段階で機械の校正も終わっていますから。納入と同時に、正確な値で測定できるということになります。

流れとしては、機器納入前に職員に機器操作を覚えてもらい、メーカー側の納入検査が終わりしだい、実際の測定が実施できる、そういう状況をつくる予定でいます。

【石田座長】 よろしいでしょうか。

機器につきましては、私ども保健福祉子ども局ではなく、環境局のほうで設置します。設置された機器につきましては、市に1台入るということで、いろんなセクションで利用ができるというメリットがあらうかと思います。

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

【大塚委員】 その機器を導入したときに、モニタリングとおっしゃいましたけども、

個人での要請とか、そういうのにも、ある程度書類とか、そういうものを通して対応していただけるようになるんですか。

【事務局（八木）】 個人の要請というのは、基本的には受けないと考えています。ちょっとこの辺が微妙なところなんですけど、私ども厚労省の管轄と、それから消費者庁の管轄というのがあります。消費者庁の管轄というのは、静岡市の機関で言うと、消費生活センターというところになるんですが、例えば今日スーパーでキャベツを買ってきたんだけど、これが実際に福島県産のキャベツであると。ちょっとその辺のキャベツについて心配なので検査をしてほしいという消費者相談みたいなものを消費生活センターのほうに話をしてもいただければ、消費生活センターのほうで、消費生活センターと環境保健研究所のお話になってこようかと思えますけども、それを行政として受ける必要があるというふうに考えた場合には、受けるということも考えられるのかなと。

基本的には、保健所のほうから話をさせていただくと、例えば保健所の窓口で、例えばそういうキャベツを持ってきたよというようなお客さんが来た場合については、私ども一人を対象にそういう放射線測定をするわけではなくて、市全般的な話の中で放射線測定をするというような考え方ですので、基本的には、それは受け付けはできないということでお断りして、逆に民間のそういう測定を行える業者のほうを紹介させていただいて、意向に沿えば測定していただくというような形になるかというふうに思います。

【大塚委員】 それでは、今までというか、この春から、うちは生産者なんですけれども、個人で販売しております。そのものについて、結局横浜のほうでしょうか、業者に頼んで、結局検体を送って見ていただくような形で、それを直売するという形の形式をとっていたので、それがやっぱり市のほうなり、県のほうなりで、そういう機器体制をとっていただければ、わざわざ遠くの県まで送って、何日もかかって、しかもお金もすごくかかって調べていただくということがなく、地元で調べてもらえるものかなと思ってお願いしたんですね。それが結局だめということですよ。

【事務局（八木）】 ちょっと確認させていただきたいんですけど、横浜のほうに送っているというのは、横浜の民間機関のほうに送っているということですよ。

【大塚委員】 そうです。それで検査してもらいました。でも、それは農政かな、どこかに教えていただいて、今は2カ所ぐらいしかないからと、夏の状態ですね。そこを教えていただいて、そちらに検体を送るような形になったんですけども、これからも、それと同じような対処の仕方ということですね。

【事務局（八木）】 若干、8月ぐらいと現在のほうで、民間の放射線の測定ができる会社というのが、民間について、今のほうが充実しているという事実はございますので、当時は静岡県内に、おそらく放射線の測定ができる民間会社がなかったのかなというふうに思いますが、今現在、私が把握しているだけでも、静岡県内に4つほどの民間業者はありまして、増えてきているのも事実でございますので、結果的に行政ではやらないよというところについては全く変わりはありませんけれど、例えば、そのところで横浜まで運ぶのか、あるいは静岡県内で行えるかによって、若干期日は短縮できるのかなというふうには思いますが、基本的には、申しわけないですけど、行政のほうでそれを検査するというふうなことは考えておりません。

【大塚委員】 わかりました。

【石田座長】 他にはどうでしょうか。

【耳塚委員】 今のご意見に関連してなんですけども、市の立場として、要は流通段階に乗ったところで、大きな流通しているものについて、月10体前後を予定しているという検査体制を構築したいということなんですけども、今お話を大塚さんからありましたけど、一方で静岡市として地産地消を薦めるという取り組みを当然やられているわけですよ。そういった関係で、生産者から要請があった場合に、こういう検査というのはできないものなのかというような趣旨だったと思うんですよ。これはやっぱり個人の負担が大き過ぎるものですから、当然、主としては流通する卸売市場とか、そういったところでやるというのはメインとしながらも、やっぱり市内の生産者のことも考えた体制を考慮していくべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 生産者について、その辺の措置を講じてくれというようなお話なんですけど、今日、経済関係の市のほうの職員が、その辺こちらのほうに待機していればよかったんですけど、今日こちらのほうには見えてきておりませんので、申しわけないんですけど、このような会でそのような話が出たよということを経済局のほうに話をさせていただきたいなというふうに思います。今日保健所としては、それを回答できないものですから、申しわけございません。

【石田座長】 農業振興課という課がありますので、そこも話し合いというのが、これから必要になってきますので、行政として、どこら辺まで機器を整備して、検査をやっているのかにつきましては、また、これから考えていきたいなと思っています。

ほかにはどうでしょう。——もし、ないようでしたら、補足事項、事務局いいですか。

ウェブ上の会議の中で、こちらのほうで言い足りなかった、放射線のことが一番大きかったんですけど、それ以外に各委員の皆様から出てきました意見に対して、ちょっと回答不足だったり、回答しなかった分がありましたので、そこを補足説明していただきたいと思います。

【事務局】 伏見委員のほうから、表示モニターの経験者が活動できるような道筋を作っておけることが大事ということでご意見いただきました。表示モニターの制度なんですけど、食品衛生課でやっているわけなんですけれども、モニターを一度経験された方については、表示モニターのリーダーという名前で一応再任という形をとっておりまして、表示制度についての提言とか、あるいは初めてモニターのほうをやられる方のアドバイスというをお願いしている段階です。

ただ、具体的に、リーダーというのは、こういう形でやってもらいたいということで要項とかを決めているわけではありませんので、今のところ模索といたしまししょうか、リーダーになられた方の意見とか、そういったものを聞きながら、役立つような形にしたいなというふうに思います。検討の余地はありますけれども、そんなような仕組みをつくってきたいというふうに思っております。

それから、今日は欠席なんですけど、三輪委員のほうからアクションプランの目標値の記載方法なんですけれども、単年度か累計なのかということで、ちょっとわかりにくいということなんですけど、累計になっているところは、監視指導計画の中で実施されている件数でございます。監視指導計画については、単年度、年度ごとに策定されておりますので、単年度という形で訂正したいというふうに思っております。

市川委員のほうから、給食施設の災害用の備蓄食料の管理、発災後の食料とかの流通、配付、避難所での栄養問題対策ということで、この辺どうなっているのだろうかというご質問でございます。

食品衛生課の栄養士のほうから、一応これだけということで聞いています。特定給食施設の指導のほうをしているわけですが、平成23年2月に「災害時における給食施設の対応の実際」と題しました講演会を開催しております。講師は新潟県中越沖地震を体験した十日町保健所の栄養士をお願いいたしまして、350の給食設備に対し154の施設の出席があったということでございます。

そのときに、給食施設の備蓄品といたしまししょうか、アンケートを実施しましたところ、全体の78%が備蓄品を準備していたということでございますが、備蓄内容は全体の7割

がお水ということで、それから6割が御飯、乾パン、おかゆ、そういったもので主食ということでございました。

備蓄の日数ですけど、3日分ということが非常に多くて、3日以降については、救助隊とか、そういう自衛隊みたいなのが助けてくれるのではないかということで、3日以降については検討されていないという実態をつかめております。

今後、引き続き危機管理体制の整備ということで、最低3日間は自力で乗り切れるように、災害時の食事の確保を指導していきたいという話を聞いております。

それから、耳塚委員のほうから、メールマガジンの配信のことで、検討課題ということで、進捗状況はということで、申しわけありません、今日ちょっと事務局の山田のほうに欠席をしております、進捗状況のほうはわからないのですが、多分新しく、平成24年度になりましたら、メールマガジンのほうをやりたいという話をちょっと聞いておりますので、内容を検討しまして、内容がお粗末ですと、ただの迷惑メールみたいになっちゃうものですから、みんなが読みたいと思うようなメールマガジンにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

【石田座長】 ありがとうございます。

それでは、今の補足事項に関して、また何かご質問等ございますか。

【事務局】 よろしいですか。避難所での栄養問題の対策ということで、これも栄養士さんの仕事だとは思いますが、今のところ、どこが対応するかというのは、まだ決まっておられません。食品衛生課の栄養士さんなのか、健康づくりの栄養士さん、あるいは支援課の保健婦さんとか、そういう方なのか、ちょっとまだはっきりしないところがありますので、その辺、ちょっとまた後で先生のほうに回答を渡したいというふうに思います。

【石田座長】 今の補足事項なんですけど、まだすべて補足できてないというのが申しわけないんですけど、何かご意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局のほうから委員の皆様にご調査票をお配りしていただきまして、その調査票で幾つか内容の確認をしたいという部分がありまして、それについて、これから委員の皆様から内容の趣旨を簡単にご説明していただきまして、それから事務局、あるいは担当課のほうで回答していただくということになりますけど、ここで休憩をとらせていただきます。休憩後、伏見様から順番にご意見、趣旨を述べていただきまして、担当課で回答を予定しておりますので、今から休憩10分ぐらい、3時5分ぐらいから始めさせ

ていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩いたします。

(休 憩)

【石田座長】 すみません、時間になりましたので、委員の皆様から出てきました調査票の中でのご意見、ご要望、あるいは質問等、最初にレジュメの5ページから10ページにかけて載ってますけど、伏見委員様から説明を簡単をお願いします。

【伏見委員】 消費者協会の伏見です。先ほども放射性物質の検査体制というのですか、そのことについて、機器の導入とか、そういうことで一安心のような感じもしております。ですから、今後、検査機器をどのように活用していくかということ、それから、放射性物質について、しっかりとした情報を知らせる努力、あるいは知る努力、こういったことに力を入れていきたいなと思っております。

それから、2番目の意見交換会です。これは私の願望なんですけど、やっぱり消費者と生産と、かつていろいろ消費者協会もやったと思うんですけど、ここちょっとやってないものですから、こういう会を設けて、いろいろ意見交換をしたいなということを思っております。

以上です。

【事務局】 2番目のほうで、担当のほうから委員のほうに聞いてくれということで言われているんですが、消費者、生産者、事業者の交換会ということなんですが、消費者は消費者だけの、生産者は生産者だけの意見交換の場が必要だという意味なのかということなんです。

【伏見委員】 そうではなくて、消費者と事業者との交換会というんですかね。

【事務局】 わかりました。

【事務局】 ただいま伏見先生のほうから話がございました。タイムリーな情報伝達、放射性物質のタイムリーな情報伝達ということなんですが、タイムリーな情報伝達については、例えば食品のほうで、生産地のほうから中央卸売市場みたいな拠点のほうに入って、それからスーパーみたいなのところに行って、消費者が購入できるよという場合も商品の流通経路にありますし、あるいは生産者から直にインターネットか何かで消費者が購入できるよというようなケースもありますし、または、一つの会社で、生産地から消費者まで一括して、最近大手のスーパーさんなんか、そういうところありますけど、生産地から消費者のところまで、一括してルートをつくっている会社もございますし、その辺のところで

タイムリーな情報伝達という仕組み一言では、なかなかあらかわせない部分があるのかなというふうに感じています。

その中で、先ほども申しましたとおりなんですけど、うちのほうとしましては、検査体制が整って、試験ができるよというところまでいきましたら、積極的に、自主的に流通食品の検査を行いまして、その結果についてはホームページ、あるいは基準を超えるものがあれば、メディアのほうに情報提供し、例えば新聞だとかテレビだとかを通じて消費者のほうに伝えていただくというような仕組みはつくっていきたいなというふうには考えております。

以上です。

【石田座長】 意見交換会については要望ということによろしいでしょうか。

【伏見委員】 はい。

【石田座長】 今後、検討していきたいと思えます。

放射線の関係の情報提供の仕組みについては、ただいまの回答でよろしいでしょうか。

【伏見委員】 はい。

【石田座長】 それでは、小菅様のほうから、よろしくお願ひします。

【小菅委員】 食生活改善推進協議会の小菅です。よろしくお願ひします。

今回、3点、質問事項を載せてありますが、②のほうは、先ほどの放射線測定機器の構築についての導入のお話を伺いましたので、②は結構です。

①のⅠ－２（２）のところなんですけれども、「学校給食の食材の安全確保」について、使用食材の定期点検を実施するとありますが、具体的にどのぐらいの頻度で、何について検査するのでしょうか。また、放射性物質の食品への影響調査と関係がありますかというのが一つです。

③Ⅱ－２（２）です。食品衛生協会及び食品衛生組合加盟事業者とありますが、協会や組合に加盟するのは任意なのでしょうか。加盟していないと情報等が伝わらないと思えますが、加盟を義務づけることはできないのでしょうか。

以上です。

【石田座長】 わかりました。では、学校給食、各事務局のほうでお答えいたします。お願ひします。

【学校給食課】 それでは、静岡市の学校給食課になります。

まず、小菅委員のⅠ－２（２）のご質問ですが、これにつきましては、まず学校給食の

方式が、静岡市の場合、大きく分けて2つになります。一つは、幾つかの学校をまとめて、一つの大きな給食センターから配食するという方式、これはいわゆる旧静岡市の方式になります。それから、もう一つは、主に自分の学校で調理して、自分の学校で消費するという、これは主に旧清水、今の清水区の小学校が、そういう方式をとっています。そういった方式があるということをお話しさせていただきますが、ここで言う使用食材の定期検査というものは、学校給食法という法に基づいて行う検査になります。文科省通達にあるんですが、これについては文科省のほうで学校給食衛生管理基準というものを定めております。その中で、教育委員会等は設置する学校について計画を立て、登録検査機関等に委託するなどにより、定期的に原材料及び学校食品について、微生物検査、理化学検査を行うことということに基づいて実施するものです。

実施の内容としましては、基本的な検査項目としては、大きく3つ、一般細菌、それから黄色ブドウ球菌、大腸菌群、この3つを必須の項目として、これにさらにプラスアルファで、サルモネラ菌、カンピロバクター、O157、これ以外にも検査する項目がある場合もございますけれど、そういったものを追加した上で検査を受けます。先ほど言いましたように、旧静岡市のほうはセンター方式をとっていますので、センターでは年1回以上、原材料2検体、それから、でき上がった検体を1検体、全部で3検体になりますが、これを年1回以上、それから清水の単独校につきましては、今1学期、2学期、3学期という言い方しないのですが、4月から7月までの間で1回、9月から12月までの間で1回、1月から3月までの間で1回、この年3回、今申しあげましたような検査を実施しております。

2番目の放射性物質の食品への影響調査と関係があるのかというご質問ですが、直接この検査は、そのために実施する検査ではございません。また、これ以外にも静岡市の学校給食会という別団体があるんですが、その団体においては、特に加工品も含めた外国からのもの等についての残留農薬検査、そういったものも毎年市の行政とは別にやっていたりするような段取りになっております。

説明は以上です。

【石田座長】 もう一つの質問、事務局からお願いします。

【事務局】 食品衛生協会、それから、その傘下にあります各組合、こういったものについては、結論から申しますと加入が任意となっておりまして、義務づけるということはいくつかできないということになっております。食品衛生法の3条に食品事業者の責務として、販

売食品等の安全性の確保にみずから努めなければならない、みずからの責任でやらなければならないということが決まっております、俗に言う、我々、自主衛生管理ということなんですが、自分でそういう情報とか、そういうものやっってくださいという形にはなっております。ただ、委員が言われている食品衛生協会、あるいは食品組合というのは、その自主衛生検査というものを手助けする組織として位置づけられているということでございまして、行政としても、いろんな案内とか、あるいは組合に入ったときのメリットであるとか、そういったものをパンフレットとして機会があるごとにお渡しして、加入というものを勧めてはいるんですが、やはり組織に加入することになりますと、会費であるとか、入会の際の費用であるとかということで、どうしてもお金に絡んでくる話がちょっとありますので、それはちょっとということで入りませんという方がいらっしゃることも事実でございます。

市の立場としては、もちろん組合のほうを加入ということを条件に強制するということもできませんので、申しわけないですが、今の状況ということになっております。

以上でございます。

【石田座長】 よろしいでしょうか。

【小菅委員】 ちょっと追加ですけれども、そうしますと、実際に事業者の中で加入している割合と非加入者の割合、どのくらいになっている~~ん~~の

【事務局】 業種によって違うんですが、例えば流通形態の上で組合に入っていないと、ものがお店に入らないと。例えば、お肉屋さんであるとか、委員にいらっしゃいますが、水産商業とかお魚の関係、そういった方については、これはほとんど100%入っております。ただ、いわゆる繁華街なんかでスナックとか、あるいは食堂とか、そういう業種を営んでいる方については、ほんとうにざっくりとした三、四割ぐらい、半分は切っていると思います。そういう状況でございます。

【小菅委員】 ありがとうございます。

【石田座長】 なかなか対策といいますか、ほかの業界でも、そういった組織に加入しないという問題があるとは思いますが、食品業界の昔から抱えている問題です。うちのほうは、非組合員に対しては、やはり同じように平等に情報を伝える義務がありますので、もちろん、今事務局で言いました管理運営基準という中で、食品業者は自らの責務によって、それを情報收拾しなきゃならないというふうになっているんですけど、我々も、それを確実にやってくれることはなかなか期待できませんので、今回の生食用食肉も

ユッケの事件なんかでそうですけど、積極的にいろんなパンフレット、チラシを配ったり、報道提供したり、いろんなメディアを通じて広報したりして、知らなかったとは言わせないぞというような形の対策は、~~その~~都度やっておるような現状であります。

最後に、今、とりあえず委員さんの説明を受けましてから、最後にまた皆さんに、ここはもう一度聞きたいというのがありましたら、お聞きしますので、引き続き、すみません、耳塚委員のほう、よろしくをお願いします。

【耳塚委員】 コープしずおかの耳塚です。

ページは6ページに移ります。3つほど、これは意見ということになります。

一つ、このアクションプランを広く市民の皆様信息公开する、そういう行動計画という位置づけからしますと、もう少しわかりやすい言葉を使用されたほうがいいんじゃないかということで、一つは収去検査という言葉、これは多分保健所なんかでは普通に使われているんでしょうけども、なかなか市民にはわかりづらいのではないかということと、あとHACCP、それからスクリーニング試験、こういったちょっとわかりづらい字句については、注釈等を入れたほうがよろしいんじゃないかというのが1点です。

それから、2点目は、各取り組み事項に基準値と目標数値を入れて、わかりやすいのですが、プロセスが見えないと、本市アクションプランの7ページでいきますと、環境にやさしい農業生産を推進する中で、(2)の例えばモニタリング検査、鶏卵、蜂蜜の収去検査がありますけども、16件から48件、基準値から目標値を上げていますよということで、これは必要なんだねというのはわかりますけど、逆に、その上のクリーン野菜産地育成事業は7地区のままとか、これ逆に下がっている数値とか、そういったものが、どういうプロセスで、そういう目標値になっているのかというようなことが見えると、わかりやすいかなということでした。

それから、3点目は、放射性物質の食品への影響調査について評価は、もうできると思っています。私どもコープしずおかでも、放射性物質に対する学習会を、この1年間かけて、静岡地区を初め、県内各所で行っています。非常にナーバスになられている方もいらっしゃれば、全く無関心であったり、反応はさまざまなんです。特に、ちょっとナーバスになり過ぎちゃっているといったケースが、関心が高いというのは当然でありまして、そういう学習会に参加するんですけども、やはり最終的には確率、リスクの問題ということもありますので、本人一人一人が科学的知見を高めて判断していただくといったところが新しい情報公開の仕方というか、あるのかなと。そういう意味では、「正しく恐れる」という言

葉が適切かと思えますけども、そういった啓蒙活動が、もう一方で必要じゃないかということ、もし、そういう施策を追加できればお願いしたいというふうに思います。

以上です。

【石田座長】 事務局、お願いします。

【事務局】 今、委員からいただきました3点、全くそのとおりでございます。特に、用語集、我々、ふだん「収去」という言葉はすごく簡単に毎日使っているものですから、ついそのまま書いてしまうんですが、やはり市民には、ちょっとわかりにくいということでございますので、早速、注釈を入れたいというふうに思います。

それから、基準値と目標値、これもおっしゃるとおりで、わかりにくいということでございますので、注釈等をつけたいということです。

それから、放射性物質の啓蒙活動の関係、事務局担当のほうから、既に「市政ふれあい講座」、それから「フレッシュマタニティ教室」等で食の安全情報とあわせて放射性物質についての解説を設けているということでございますが、教えるほうも、やはり正しい知識を持ってないといけないということでございますので、いろんな機会をつくって、研修等に行かせて、正しい知識で教えられるように努力していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

【石田座長】 それでは、赤堀委員のほうからお願いします。

【赤堀委員】 お世話になります、赤堀と申します。よろしく願いいたします。

まず、意見交換会、私、今年初めて委員にならせていただいたのですが、今年からウェブ上で、掲示板を使って実施したということについては、大変高く評価をさせていただきたいと思います。そのことを踏まえながら、少し提案させていただきます。

私は、前回WEB上の意見交換会の中で、3点、話題として取り上げています。一つは、アクションプランの進行管理の手法について、2点目が、リスクコミュニケーションをいかに効率的に、より幅広く、静岡の中で進めていったらいいかということ、これもまた手法に関することです。3点目が、食の安全・安心の中で、今非常に話題となっていた放射能の話です。特に、検査体制云々という話、3点お話しをさせていただきました。それぞれ、当局のから回答がありましたし、放射能については、今日ありましたので、そこは外させていただきます。

1番目と2番目の点をお話ししたいと思います。まずは、アクションプランの関係なんですが、先ほど耳塚委員からもありましたが、正直なところ、私、もう少しわかりやすい

形で進行管理なりができないのかなということを思っています。私なりにいろいろ調べてみました。ここでは、ちょっと挙げてありませんけども、掲示板の中では、具体的にどこの市役所とか、どこの県ということは挙げてあります。アクションプランの食品安全衛生法に基づいてされているのですけども、私ども第三者、あるいは一般市民から見ても、アクションプランの内容と進行管理がわかりやすい形で提示されているケースが大変多いのです。このことは今日欠席の三輪委員も発言されてますが、もう少しそこを検討してほしいということです。例えば、今日の資料も、大変失礼なんですけど、もし私が担当であれば、21～23年度アクションプランと、新しく今考えているアクションプランのどこが違うのか、私なら、まずそれぞれの変更点のポイントを提示します。個々に入る前に、全体の中でどこが違うか。もうやめたものは、どういうものがあるのか。新たにこういうものを入れたという説明があれば、もっとわかりやすいし、それは、こういった個々の表示じゃなくて、一覧表なりで色をつけて示せば非常にわかりやすいと思います。このことは、今日欠席の三輪委員も同じようなことをおっしゃっています。

先ほど、耳塚委員からもありましたが、この内容は、この委員会だけではなくて、一般市民に対して当然公開されることになります。これは食品安全基本法や食品衛生法の中で定められていることですが、わかりやすい、「見える化」に関して、ぜひ工夫してほしいというのが1点でございます。

2点目ですが、これも手法にかかわることですが、やはり今一番静岡市の中でというより、日本の中で必要なことは、食の安全・安心について、いかに関係者のリスクコミュニケーションをたかめるか、いろんな関係者がいろんな思いを出し合って、その中で納得しあって、いかに仕組みなりをつくっていくか、今状態にあるわけです。リスクコミュニケーションに関しては、現在放射能の話が出ておりますが、その前としては、残留農薬のポジティブリスト制が導入されたときに、かなりそれは加速されたわけです。そこで、確かに課長さんおっしゃいましたように、いろいろ静岡市においても、「たべしずねっと」とか、こういう形でITのツールを使ってホームページの内容の質的なところを高めて、アクセス数も6万5000が13万何とかになったようですが、大変失礼ながら、私は13万5000と聞いたときに、1カ月でしょうと言ったら、年間と聞いたものですから、えっと思いました。今この時代に、年間13万5000件では、少し淋しいですね。確かに、行政発行の同様のHPへのアクセス件数と比較すれば、上位にランクされる数字とは思いますが、しかし、やっぱり私としては、最低月に10万くらいのアクセス数がほしいなと思

います。

どうしてアクセスの飛躍的な伸びが実現できないのかということを考えてほしいのです。ホームページの内容を見ると、すばらしいですよ。いろいろなコンテンツが詰まっています。お金をかけなくても、あそこまで手づくりでやるというのは非常にすばらしいと思います。ただ、考えてみてください。あのページを見にくる人は、大変失礼ながら、よほど意識が高い人か、よほど時間的に余裕のある人、一般的な人は、あのホームページには日常的にアクセスしてこないと思います。私もそうですし、耳塚さんもそうです。今日ご参加の先生方、みんなそうですね。毎日あのページを見に行くのはなかなかできません。みんな忙しいんですね。しかし私は毎日同様なページを見に行くところもあるんですね。今はスマートフォンを持っていますが、メールマガジンのような形で送られてきて、そこからアクセスしていくんですね。私は、残念ながら静岡市のホームページ、なかなか見ることが少ないものですから、有意義なイベントが実施されているんですけども、それを見逃してしまうことが多いです。

もう一つ気になることがあります。今月の下旬に、27日でしたか。南部公民館かどこかで放射能に関するリスクコミュニケーションのイベントがあるんですけども、定員が30名で、それから事前に施設に往復はがきで、申し込みをして、参加の返事が戻ってくる。私、広報を読んだとき目を疑いましたね。何考えているの、この時代に。そんな人はいますかって思います。

実は、今日この会場に来る前に、1階のフロアにいました。何人かの子供さんを連れて若いお母さん方がいらっしゃいました。その横でずっと聞いていました。そしたら、私と同じスマートフォンを出して、Facebookの話をしていました。私も今Facebookをやっていますけども、今日ご来場の皆様方で、こういったFacebookとかツイッターという、いわゆるSNSと言われる新たなメディアに関して、どのくらい理解されているか、ちょっとわかりませんが、一度、これを使ってみると、こういう世界があるんだということを思いますよね。私も、実はSNS (Social Networking Service) を使い始めて、まだ1年ぐらいですけども、この1年で、ほんとにこの威力を痛感してますね。

まず、最初に威力を感じたのは、大震災ですね。3・11の大震災。その後、私はいろんな友人がいますが、友人の安否が確認できなかったのが、何人もの人が、この中で確認できました。あるいは、私は今、食の安全・安心とか、大規模災害のリスクに関する仕事をやっているんですけども、その中でいろんな人と、このツールを使いながら交流が

できるということを肌を感じております。これは使わない手はないじゃないか。

今日は安心しましたが、課長さんからもお話がありましたけれども、来年度の計画の中で、新しいツールを取り入れることも検討していきたいとのことですので、ぜひお願いしたいと思います。

実は、私はこの前、仕事で広島へ出かけた折に、広島県と、それから広島市役所に寄ってきました。広島市役所では、メールマガジンをこちらと同じような部署で発行しています。特徴的なのが、一般消費者に対するメールマガジン、食品事業者に対するメールマガジンと使い分けて、非常にタイムリーに情報を提供されています。やはりそういう新しいツールを使いながら、ここにも書いてありますけども、耳塚委員、市川委員、あるいは海野委員もおっしゃっていますが、従来の取り組みに、さらに新たな視点を入れた取り組みを入れていくということが非常に求められるのではないかなというふうに思います。そのことが静岡市における、いわゆる食にかかわるリスクコミュニケーションの質的なレベルを上げていくことにつながっていくのではないかなというふうに思いますので、述べさせていただきました。少し長くなりましたけれども、よろしく願いいたします。

【石田座長】 ありがとうございます。今の2点について、事務局からお願いします。

【事務局】 ご指摘、ごもっともでございます。ウェブ上での意見交換会というのを委員の皆さんにやっていただきまして、先ほどちょっと話をさせてもらったんですが、全国の中でも自治体でこういうのをやっているというのは、あまり例がありませんので、少しよかったかなと思っていたんですが、赤堀委員のほうから大分ご指摘を受けまして、まだまだ改善する余地があるかなと思いました。実際、自分がうちに帰ったときに、ほかの自治体のホームページを見るかというのと、これは絶対見ませんので、やはり見てもらうという工夫が必要だなというふうに痛感しました。ありがとうございました。

それで、赤堀委員にちょっと質問があるんですが、例えばツイッターを活用した利用法というんでしょうか、そういうのはメールマガジンとは違う形で使えるんでしょうか。

【赤堀委員】 私個人的には使えると思うんですけども、いろいろセキュリティーの問題等難しい問題が出てきますのも確かです。

で、私は個人的にはFacebookですね。今回のWEB討論会の掲示板。今見づらい部分があるんですが、Facebookを使った場合、非常にそれが見やすくなるという点もありますし、一定の制限なりも、いろいろな形でかけられるものですから、もし検討するのであれば、もちろんメールマガジンも必要なんですけども、Facebookはぜひ検討していただきたいと

思います。

現実的に、この手法を取り入れている企業ももちろんそうなんですけど、実自治体も実際かなり出てきていますので、ぜひそういった取り組みも検討していただきたいと思っています。

【石田座長】 ありがとうございます。

時間も少なくなってきたので、次、大塚委員のほうから、よろしくお願いします。

【大塚委員】 まず、前回のデザインが悪いと言ったのは私だと思うんですけど、デザインじゃなくて、これで見えていただくとわかるんですけど、30年くらい前のあこがれた食事の風景みたいな感じで、これって栄養士の私としてはちょっと許せないなと思ったので、そのときに一言言ってしまったんですけど、今度デザインが静岡市出身の天野喜孝さんになられたということで、結構若い人の間では話の話題になったりなんかしているという面では、そういうのを使うというのも手かなと思ったりしたので、それでいいと思います。デザインが悪かったわけじゃなくて、もうちょっと食事の様子というか、それを考えたほうがいいなと思ったので、一言そのときに申し上げました。

今回そんなに否定することは私はなかったんですけど、ただ、前回とどう違うかという話ですよ。わかってないのは私ぐらいのものかなと思って、あまり思わなかったんですけど、なので前回のものと比べながら、今回書くに当たってちょっと見たんですけど、わりと簡潔に書かれているので見やすかったかなと思ったので、そのことを書きました。

それと、私個人のことを言いますと、あまりネットを見ている時間がなくて、ホームページをやっとつくったり、ちょっとショッピングのページを見たりとか、あと趣味のものを見たりするくらいだったものですから、今回「たべしずねつ」の[あれネット上での意見交換会](#)がなければ参加して使うこともなかったし、中をよく拝見することもなかったんだろうなんて思いましたので、皆さんにこうやって活用してもらうためには、特に若い人たち、関心を持ってもらう、それでネットというのは、ほんとうに必要なこととはつくづく感じました。

今もっとも話題になっていることは、食に対する不安とか、その対処法なのか、考え方なのか、特に若い人にもわかってほしくて、今回のこういう取り組みは、ほんとうにいいなと思いました。

ただ、内容面なんですけれども、私は農業生産者なので、その立場から言いますと、前回も言いましたが、エコファーマーの推進とか、そういうようなものが、数値が伸びない

というものについては、私は一回、生産者を集めて、全体で集まる消費者と生産者、それから事業者とか、交換会というのももっとも必要かなと思いますけれども、消費者は消費者、生産者は生産者で一回集めて、何でエコファーマーって伸びていかないんだろうねという話を一回やってみたらどうなのかなと思います。

実際、うちも観光園をやっている以上、ほんとうに減農薬に努め、安全・安心を心がけておりますし、除草剤なども使用したくないと考えております。ですから、エコファーマーとしての値をクリアしていると思います。でも主人には必要ないよと言われてしまいました。登録されても利点がないということなのか？まだまだ、これからも個々の立場からアクションプランを考える場を持っていただけたらと考えます。省農薬というか、そういうことは心がけておりますけれども、除草剤は絶対使わないとか、そういうことを常に考えておりますけれども、だからエコファーマーになる値じゃないかなと思うんですけども、必要ないよと主人に言われてしまったんですね。というのは、なぜかという利点についてですよね。もう一回、このアクションプランはアクションプランとして、一回考える、そういう場というものを持っていただけたらなということは感じます。どどんな立場の方も、やっぱりみんなを巻き込んでやらなければ、目標に向かってというか、安心して食生活ができるように、そういう目標ですから、そこに向かってできるように働きかけていただきたいなと思います。ありがとうございます。

【石田座長】 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

【事務局】 担当のほうから、アクションプランのこういった意見をもらうことだけではなくて、先ほど言われましたエコファーマーとか、そういった一つの話題について掲示板とか、そういうのを設けるのも可能だということを知っておりますので、ちょっと考えてみたいというふうに思います。ありがとうございます。

【石田座長】 次に海野さん、出席者さんから優先でちょっと先にお話しを聞かせていただきます。

【海野（雅）委員】 静岡市の中央卸売市場の中にあります静岡市水産物商業協同組合の海野と申します。

ウェブ上では、ちょっと私、書き込みのほうをしなかったわけなんですけども、実は私どもの組合は、静岡市の中央卸売市場に水産物の買いつけに来る事業者、いわゆるスーパーだったり、鮮魚の小売店の方々が私どもの組合のほうに所属して、中央卸売市場のほうから買いつけをしているわけなんですけども、スーパーのバイヤーさん、それと鮮魚店の

店主の方が言うんですけども、それこそ、先ほど放射性物質のこの話を皆さんされていましたが、千葉県から福島県沖に関して、やはり産地表示なんかもしなければならぬわけですから、そういった地域の水産物、全く消費者の方、求めてないものですから、ほんとうに売れないんですよ。なので、多分静岡市の中央卸売市場の流通の中では、そういった産地のものが流れてないというふうに、私、認識しているんですけども。

それと、先ほど小菅委員さんからご意見があったんですけども、それこそ食品衛生協会の加盟の件なんですけども、それこそ私どもみたいな事業者に関しては、地域に根差している事業者は、ほとんど100%加盟しているわけなんですけども、大手チェーンの外食チェーンなんかもそうなんですけども、そういったところとか、あとは若い人たち、若い事業者、そういう人たちは、今度こういった組合にも所属してないし、それこそ食品衛生協会にも加盟してないということで、やはり食品に携わる事業者として、やはり地域に根差していくのであれば、やはり組合に所属して、食品衛生協会に加盟して、情報の共有化を図るという意味で、やはり行政さんのお力をかりて、ちょっと縛りをつけていただければ、ほんとうはありがたいと思っているのです。

それは、私どもも食品衛生協会さんのほうに所属しているわけなんですけれども、もう10年ほど前から食品衛生協会の事務局、それと市の食品衛生課のほうにお願いして、何か縛りをつけて、やはり不公平がないようにしていただきたいということでお願いをしていたわけなんですけども、実際には入ってない方も、今現実に平等に扱われているということで、ちょっと不公平感を感じております。

私からの意見は以上でございます。

それと、もう一つ気になることなんですけども、食育の推進店マップ作成というような項目があったんですけども、私ども組合として、小規模の小売店舗を抱える組合としては、この推進店になるための条件というものを明確にしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

【事務局】 ただいま組合の件につきましては、ご指摘ごもっともです。ただ、大手チェーン店という話でしたが、大手チェーン店のほうは、例えば品質管理部みたいな専用の部署を設けておまして、そこで、例えば管理マニュアルであるとか、手順書であるとかというものをきちんとそろえているところがございまして、なかなか組合に入れば衛生管理ができるよということを理由に入らせていただくというのは、できないような状

況になっていることも事実でございます。

ただ、例えば継続調査のときに組合に入っていない方については、検査であるとか、そういったものを厳しくするとかということで、厳密に見るということで、差別化と言ってはあれなんですけど、なるべく組合に入っている方については優位な形でやっていただくように努力したいというふうに考えております。

以上です。

【石田座長】 すみません、少し一言。組合は自主管理、自主衛生管理を推進するためにあるというところが、まず大前提にあるんですね。なかなか、そこに対して保健所の中でいろいろ援助するという形もとってますし、これを語り始めると、とどまることがないような業務なんですけど、委員もお話を伺いましたので、我々もこれから組合の加入促進の育成については、努力していこうと思っております。

今、ちょっとありました食育推進店マップ、ちょうど市川委員のほうからも出ているようですから、そのままお願いします。

【市川委員】 静岡県立大学食品栄養科学部の市川と申します。いつもお世話になっております。すみません今日は大学の関係で遅くなりまして。

私は、10月の「たべしずねっと」上での質疑応答では、かなりいろんなことをクリアにさせていただきましたし、今回も新しいものを見せていただきまして、9ページのほう、それから、そこに2つだけ書かせていただいたのですが、今、海野委員がおっしゃいました新しい案のほうでいいますと、20ページ、5の「食の安全に関する教育・啓発を推進します」の中で、やはり食育推進店マップのところ、何も書かれていなくて、タイトルだけあるんですけど、これについて教えていただきたいと思いました。食育推進店に採択する基準、それから、現在どのくらいが加盟しているのか、そして目的ですね、マップの活用ターゲットはどの層なのか、そのあたりをお聞きしたいと思いました。これが1点です。

もう一つは、先日、実は「食と農 健康づくりフェア」という県のイベントがあったんですが、そちらでパネルディスカッションなどをさせていただきまして、その中で食環境整備ということをテーマにしました。食環境整備の目的は、健康で安全な食生活を推進する、そのための支援的な環境の整備ということなんですけれども、もちろん食品に関する企業、マスコミも含めて、いろんな立場で支援が必要なんですけど、もっとも主に推進していただきたいのは行政なのです。

食環境整備には2つありまして、食物へのアクセスと情報へのアクセスという、この2

つがございます。特に情報へのアクセス、これは今日のキーワードになっているのかなと思うのですが、先ほど赤堀委員もおっしゃっていましたし、私自身もここに書いたのですが、「たべしずねっと」は非常に有効な手段だと思いました。新しいやり方で、学生が結構飛びついたんですね。教えれば、そういうところも開きます。

ただ、一つ気になったのは、非常にそのサイトが、見た目がごちゃごちゃしてまして、多分静岡のカラーといいますか、緑を基調にしたような、野菜の色といいますか、そういったベジタブルカラーのようになっているんですけど、文字を追っていくのに疲れてしまうようなサイト。もう少し見ていただきたいのであれば、扱っている項目はほんとうにいいのです。内容もしっかりしているし、新しいものが載っているし、そこまでたどり着くアクセスのしやすさということを考えていただいて、これを一つの手段として、もう少しFacebookですとか、ツイッターですとか、有効に使えるものについては、ぜひ研究していただきたいですし、まずここに導いていく、アクセスさせるようなことを、ぜひお考えいただきたいなと思いました。いろいろなチラシをつくったり、パンフレットをつくったりして、公民館ですとか、生涯学習センターに配るだけよりは、よっぽどこちらのほうが一歩前進だと思っておりますけども、広報というものに、ぜひ力を入れていただいて、こういうものの力を発揮できるようなシステムをつくっていただきたいなと思いました。

今回はその2点です。よろしくお願いいたします。

【石田座長】 ありがとうございます。それでは、2点、健康づくり推進課と、あと事務局のほうから、よろしくお願いいたします。

【健康づくり推進課】 健康づくり推進課でございます。

今、海野委員、また市川委員から、アクションプラン20ページの食育推進店マップの作成ということで、ご質問があったわけでございますけれども、この点について、皆様にまず謝らなければなりません。実は私どものほうの事業ということでございますが、事務局への伝え方が不十分でございまして、この事業は実施いたしませんので削除願います。

といいますのも、マップにつきましては、さまざまな情報を取り込まなければならないとか、経費の調整とかございまして、この実施を見送っております。したがって、平成22年度の実績の、ちょうど21ページのところにも、このマップについての表は一切記載がございません。担当課といたしましては、この事業は実施しないということですが、こちらのほうの手違いでございまして、そのまま残ってしまったということで申しわけなく思っております。

以上でございます。

【事務局】 サイトのデザインについて、ご指摘ありがとうございます。このサイトについては、今日は休んでおりますが、担当の山田のほうは全部つくっております、我々のほうは一切テクニカルな部分についてはわかりませんので、山田に伝えまして、また直していきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

【赤堀】 山田さんが非常に力量があって、やってくださることは大変結構なことなんですけども、もう今は時代が変わっているんですね。山田さんがいらっしゃらなくても、異動になっても、この事業は回していかなければいけないですね。

私は、この前、掲示板の中でも提案させてもらったのですが、そんなにお金かかりませんから、やっぱり専門のプロのウェブデザイナーとか、あるいはシステム管理するところがいっぱいありますよ。今、そんなにお金かかりませんと思います。そういう方法もちょっと検討していただきたい。山田さんには、もう少し高度な仕事をさせていただくようにしたらよろしいかと思っておりますので。

それから、ちょっとそういうことも考えていただいたほうがやっぱり今、市川先生からもあったんですけど、やっぱり情報を共有化するためには、見てもらってなんぼの世界ですから、それは費用対効果の中でちょっと工夫したことによって、大勢の人が見ていただいて、こちらの思いが伝わるし、あるいは向こうの思いが伝わればいいわけですから、ぜひその辺のところは、手づくりは手づくりでいいんですけども、検討していただきたいなと思います。私も最初見させていただいたとき、ほんとうに見づらかったんですよ。中のものを探すのも困ったんですから、サイト内検索というのがなかったんですよ。山田さんをお願いして、せめてサイト内検索はつけてくださいとつけてもらったんですけども、ちょっとそういうことで、ぜひ。内容は素晴らしいですよ、中は素晴らしいですから、ちょっとその辺をお願いしたいなと思います。

【事務局】 わかりました。実は担当の山田君にやっていたいているホームページは、RCMSという新しいプログラムか何かで動いているということで、彼に全部任せているという状態でございます。ご指摘ごもっともでございますので、努力したいと思います。ありがとうございます。

【石田座長】 申しわけございません、これ事務局との連携も悪かったみたいなんですけど、ほんとうにせつかくご意見を出していただきまして、回答できなくて申しわけなかったです。

続きまして、海野委員ほうから、よろしく申し上げます。

【海野（俊）委員】 静岡新聞の海野です。

すみません、10月の「たべしずねっと」については、ごめんなさい、私は多分山田さんの指示を見落としたのか、全く参加していないので、申しわけありません。ここに書いてあるのは、もっと初期的に、最初に聞かなきゃいけないような話だったのかもしれませんが、一応書かせてもらいました。

まず、7ページにある「生産段階における支援や助言を行います」とありますが、おそらく個別農家を対象にされていると思うんですけども、農業への企業参入が非常に拡大しているというように伺っております。今後については、間違いなく規制がされ、緩和をされて、企業の農業参入が進んでくるということで、個別農家ばかりでなく、こういう企業といいますか、農業法人しか入れないのかもしれませんが、そういう大規模な農業法人に対する支援や助言、あるいは新しく始めるところも多いと思いますので、そういう新規参入については、支援や助言なんかも、ぜひお願いしたいと思います。

それから、流通・販売段階における監視指導ですけども、これはいつのか私よくわからないですけども、確かに静岡市は政令指定都市なんですけども、非常に屋上屋を架すような監視体制になっているんじゃないかなと時々思います。特に、加工食品なんかは、一つのところで生産されて、全部バラバラになるわけですから、各自治体でこういう監視をしたり、指導したりするのが、もちろんどこで何が起こるかわかりませんので、あちこちでやったほうがいいのかもしれませんが、もっと連携して系統立ててやったほうが効率が上がるだろうし、もしかすると現状の監視体制が、もしかすると少し縮小というところとあれなんですけども、もうちょっと効率的になるんじゃないかと思われま。もうそうなっているのかもしれませんが、このあたりは、ほんとうは「たべしずねっと」のところで質問してもよかったところなんですけども、初期的なあれで、すみません。

それから、食の安全に関する教育・啓発なんですけども、学校で連携することが非常に重要だと思います。ただ、ここで重要なのは、正確な知識の普及が、先ほど耳塚先生なんかもおっしゃってましたけども、「正しく恐れる」、これは非常に重要だと思います。こう言うのはなんですけど、マスコミの一部も、ただ、ただあおるところもあるかもしれません。私が言うのもおかしいのですが、静岡市民に関して、それは現に進んでおります。ただ消費者をあおるということは、これは絶対しないということで、去年一年間貫き通してきました。今年も、さらに、また問題になるかもしれませんが、この姿勢は貫いていきたいと思いま

す。ぜひ、教育の現場でも、そういう姿勢を貫いてほしいと思います。

それから、農業体験なんですけど、実は前回は申し上げたんですけど、これは非常にいいことだと思います。ぜひ、もっと積極的に、初心者、子供ばかりじゃなくて、農業を体験したい私のような中年もいっぱいいますので、ぜひ、これも積極的に進んでやってもらいたいと思います。

以上です。

【石田座長】 ありがとうございます。

それでは、この中のご質問、ご意見を承る部分も大分ありますけども、監視指導につきまして、食品衛生課のほうからお願いします。

【事務局(井上)】 はじめまして、食品衛生課の監視検査担当の井上でございます。よろしくお願ひいたします。

通常、各自治体の保健所が行っております食品衛生監視指導業務は、その地域の風土や食文化の特性に沿いまして、それぞれの自治体保健所が策定した食品衛生監視指導計画、これは食品衛生法の第24条で策定が定められているのですが、これに基づいて自治体保健所ごとに実施しているんですが、例えば全国的に対応が必要な事案が発生した場合、例えば平成19年度に発生いたしました農薬汚染の中国産の冷凍食品流通事件とか、あと平成20年度には汚染米の流通事件、最近では、平成23年の5月の初旬、連休明けに富山県の焼き肉チェーン店を中心に発生いたしました生食用食肉メニュー、ユッケですね。ユッケを原因食とするO111、腸管出血性大腸菌の集団食中毒事件や、あとセシウム汚染牛流通事件、これは今年の4月に本市で全国初の流通が発覚したものでございます。厚生労働省の中に、監視安全課という部署がございます。そちらと緊密に連携を取り合って対応、具体的に申しますと、流通の実態調査とか流通の調査、そちらのほうをしております。

そして、また食品表示の監視指導について申し上げますと、食品表示を定める法律、これは大きく分けて、食品衛生法とJAS法という法律に分類されます。それぞれの法律を所管する省庁、食品衛生法は厚生労働省、JAS法は農林水産省でございます。さらに、それぞれの表示の監視指導は、自治体保健所の食品衛生を所管する部署、私ども食品衛生課でございます。そして、さらに農林水産省様のほうで、農政局地域センターさんですね。今までは農政事務所さんと言われておりました。さらに、自治体の中にある消費生活担当部署、所管が消費生活センターというような名称がついております。そこが実施しております。

食品衛生法とJAS法、所属する機関等はそれぞれ異なりますけど、日ごろからお互いに顔の見える、いいつき合いをしております。そして、常に表示違反等の情報交換等を行い、合同で市民向けの表示研修会等を開催もしておりますし、また、さらに必要に応じて表示の合同監視等を行うことにより、効率のよい監視指導を心がけております。

以上でございます。

【石田座長】 流通・販売段階における監視指導については、静岡市の食品衛生課のほうでは、そのような形でやっております。何か事務局のほうから、海野委員に対するご意見等で……。

【事務局】 助言のほう、ありがとうございました。農業産業を目指す市内企業の支援とか、農業体験につきましては、施策のほうが農業振興課のほうで主にやっているとしますので、今日ちょっと欠席になっておりますので、その旨伝えたいと思います。ありがとうございます。

【石田座長】 あと、今日欠席の深沢委員さんと三輪委員さんのご質問なんですけど、これ簡単に回答をよろしくお願ひしたいんですけど、深沢委員、8ページ、健康食品の中に違反事例があるかということと、容器包装の記載のところ記載ミスではなからうかという表示、それから食品表示の違反は多いのでしょうかというご質問がありますけど。

【事務局】 健康食品の買い上げ検査ですが、違反事例は今のところございません。それから、12ページの容器包装に有害物質が含有されていないかどうか、趣旨が合っていないということですが、これは申しわけありません、ミスタイプでございます。訂正いたします。

それから、食品表示の違反、よくある事例ということでございますが、平成22年の統計ですが、不良食品や苦情の届け出153件のうち、8件が表示による違反ということでございます。率で言うと、約5%ということですが。事例としては、食品衛生法の関係では、アレルギー物質、あるいは添加物の漏れというものが多いいということでございます。それから、あと健康増進法のほうも、一部当課で扱っておりますが、誇大広告に当たる事例が多いということでございます。

最後に、JAS法の事例につきましては、静岡地域センターさんのほうで管轄しておりますので、もし資料がありましたら、お願ひしたいと思います。

【農政局】 静岡地域センターで表示を担当してます主任表示・規格指導官の海野と申します。JAS法に関しての事例ということですが、生鮮食品の場合でよく見られる表示

の誤りについては、農産物の名称は記入されているのですが、産地の表示が欠落しているとか、スーパー等で見られます、袋に入っている商品の産地とポップで表示されている商品の産地が違っている場合が見受けられます。加工食品については、輸入品の場合に原産国を表示するようになるんですが、その表示の仕方に誤りがあるケースや、原材料の表示は使用した原材料の多い順に表示するんですが、その順番が違っているなどの事例が見られます。

以上です。

【石田座長】 ありがとうございます。

最後、三輪委員の方から、最後のほうの廃止した事業について確認できるようにしていただけると、というような要望があるんですが、それに対して事務局、よろしいですか。

【事務局】 わかりました。これ、わかるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

【石田座長】 もう時間も過ぎてしまっているんですけど、何かここで最後に……。

【赤堀】 1点お聞きしたいのですが、直接今日の話題ではないですけど、今日、学校給食課の方も来ていらっしゃるし、お聞きしたいと思います。横浜とか、あるいは県内では掛川の自治体が、学校給食の材料ではなくて、実際の提供食ですか、1週間分まとめて検査をやっています。あと、宮城・福島の生協で、これはご家庭で1週間分やっているんですけども、こういったことについての静岡市役所としての見解とございますか、ちょっとお聞きしたいと思っております。ご父兄の中には、何でそれをやらないのかと、単純にそういうことを声として挙げられている方もおそらくいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、ちょっとこのあたりのところを、せつかくの機会ですので教えていただきたいと思えます。

【事務局】 先ほど、事務局のほうで今回の検査機器を入れるについてのご説明の中でございましたが、静岡市としては、基本的にですけども、今、暫定規制値を超えた食品が流通していないという前提でもって、いろんなお話をさせていただいています。今後、今年の4月以降は、また新たな規制値に基づいて、これは恒久的な規制値になると思うんですけど、当然その基準を上回るものは出荷されないということが大前提になります。

そういった意味で、今のところ私どものほうでは、既に検査をされたものを、また上乘せで、その検査をするというふうな考えは持っておりません。ただ、今回静岡市として、そういった検査をできる機械を購入するということになっていますので、それを受けてど

うするかというのは、またこれから検討させていただきます。

それと、基本的に学校給食については、基本は当日納品、当日調理なんです。したがって、朝入っているものを検査して、その検査結果を民間に出しても、例えば先ほど言ったように3日かかるというようなお話ですが、そういった意味で、本来は流通段階ですべてそういった汚染があるものをシャットしてもらおうというのが一番いいわけです。そういった意味で、私どものほうは、その流通過程の中では、基本的にすべてオフィシャルなものしか扱いませんということにしてありますので、生鮮食品については、少なくとも流通、中央市場を通していただくということ。それから、加工品なんかにつきましても、すべて業者のほうも登録制度を設けておりまして、事前にすべてどのような業者であるのか、要は信頼が置ける業者であるのか、そういったことを事前に登録でもって、そこ以外のところから原則買うことはないというようなことで、一応の安全確保については担保できているというふうな考え方で今おります。

【石田座長】 よろしいでしょうか。

大分時間も過ぎてしまいましたので、意見交換会というものを終了したいと思います。委員の皆様におかれましては、大変貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。今後のアクションプラン策定に可能な限り反映させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

いろいろ不手際がありまして、申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

最後に、冒頭に、今日このアクションプランにつきまして、ご承認の可否をいただきましたということで、皆様のご意見をいろいろ聞く中で、ほんとうに最後になりましたけども、この新アクションプランの原案につきまして、ご承認もraitainんですが、いかがでしょうか。

(拍 手)

【石田座長】 ありがとうございます。ほんとうに意義あるご意見をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。では、ご承認いただけたということで、どうもありがとうございます。

各委員の皆様、関係課の皆様、長時間にわたる意見交換、どうもお疲れ様でした。以上をもちまして、意見交換会を終了させていただきます。

— 了 —